

今後の取組について

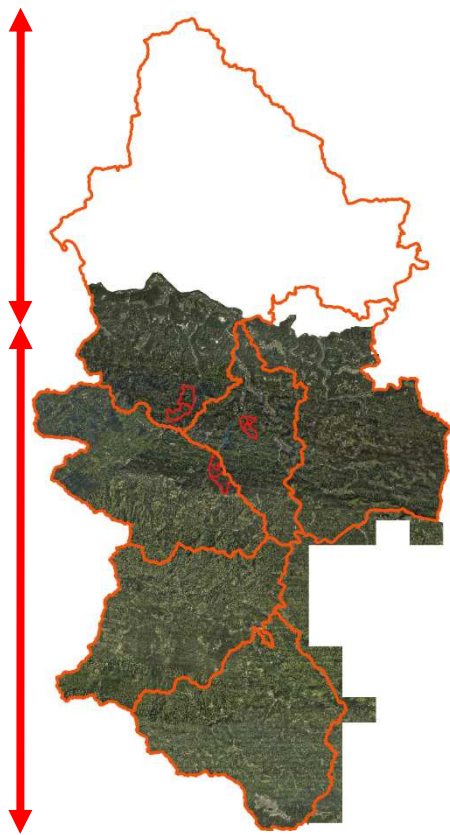
日田市林業振興課
令和3年3月24日

森林資源解析の現状について

日田市 民有林面積 約52千ha

市北部：約16千ha
 2、R2：大分県が航空レーザ計測・森林資源解析を実施中
 3、R3：市が右記のAゾーニングとB優先順位付け等のデータ整備を予定

市南部：約36千ha
 1、R1~2：市がH28林野庁の航空レーザ計測データを活用し、森林資源解析と同時に、右記のAとBを実施中



資源解析後の解析結果を活用した市独自取組

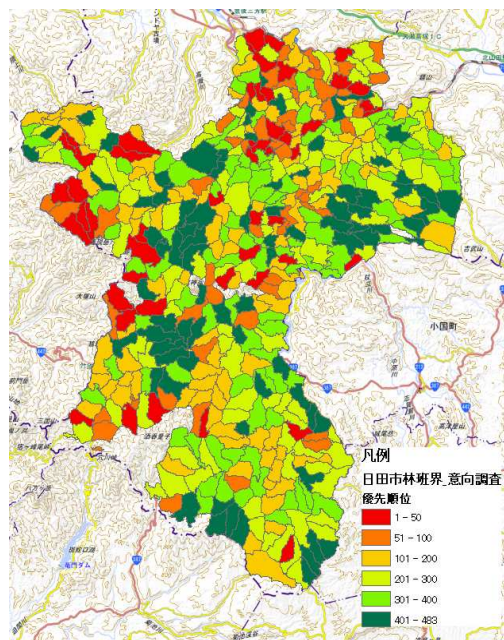
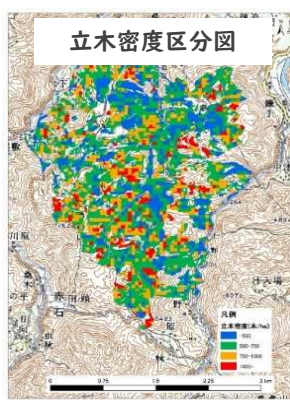
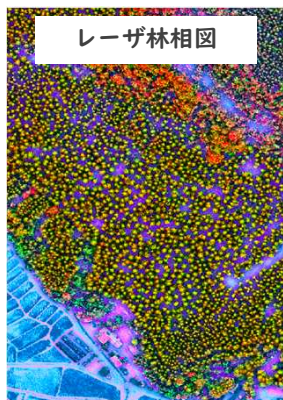
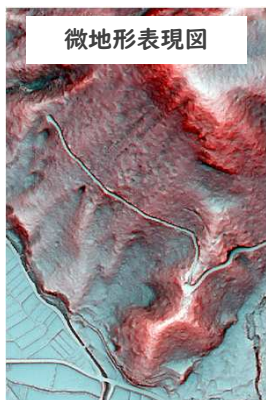


【標高・水分・地表の露出度】
 地表的条件

A、林業経営に適する・適さない森林を判断するため、ゾーニング（森林区分）の実施

その他＝目的が指定されている森林 (森林公園・保安林(禁伐)・海岸林・砂防指定地など)	
ゾーニング② 地表的条件＝高い 地利的条件＝低い 生育が良く、路網の数設等で生産性の効率化が図られる	ゾーニング① 地表的条件＝高い 地利的条件＝高い 収益性が良い森林
ゾーニング④ 地表的条件＝低い 地利的条件＝低い 自然的・社会的条件により林業生産が難しい森林	ゾーニング③ 地表的条件＝低い 地利的条件＝高い 自然的条件に照らして経営には適さない
地利的条件	

【路網の近接度、団地のまとまりなど】



B、未整備森林解消のための意向調査の対象林班として、森林整備の優先順位付け
 →現段階で林班毎に比較して相対的に森林整備が遅れている林班を抽出する。

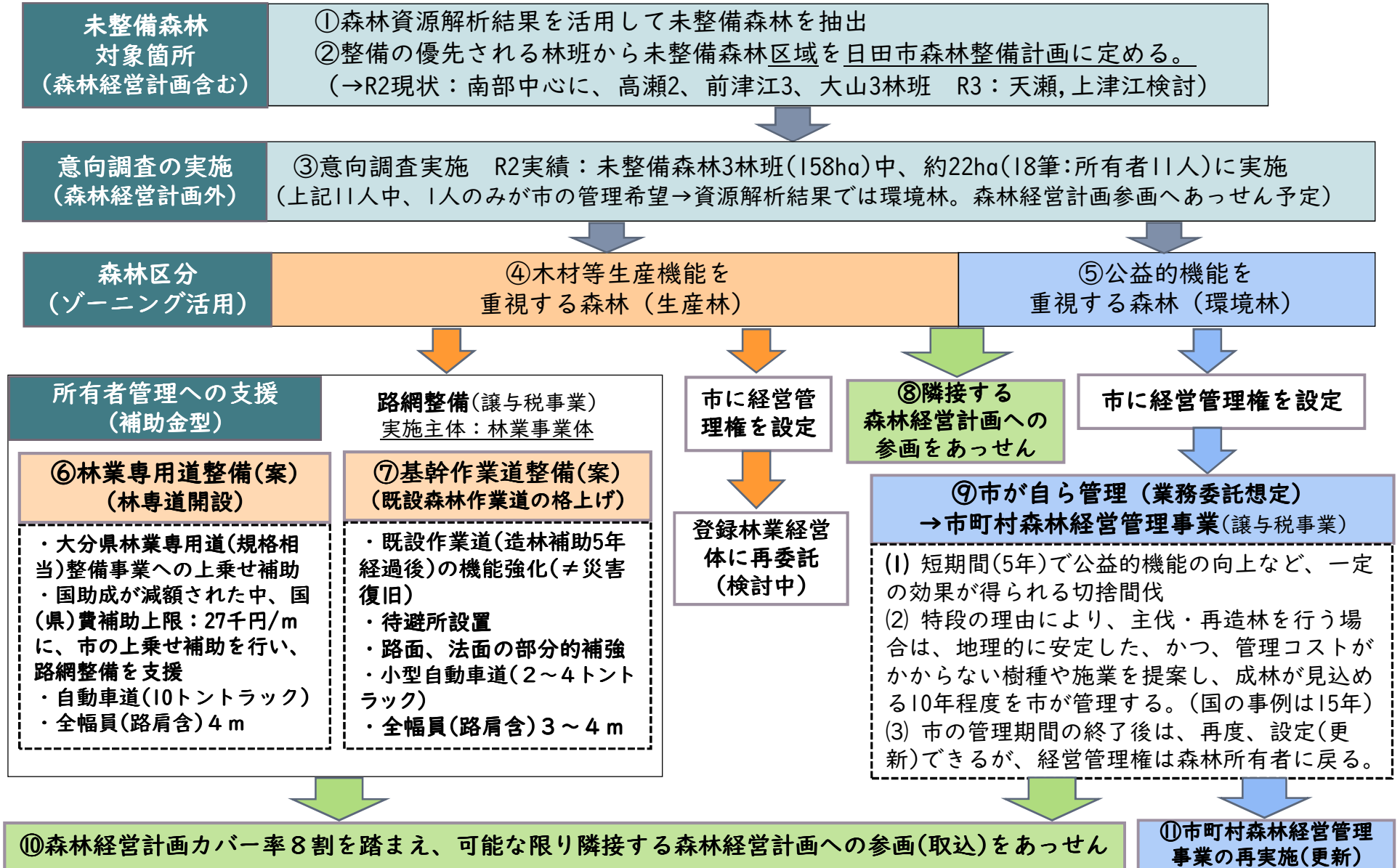
【優先順位高いもの】

- ・経営計画対象面積率が低い林班
- ・人工林率に対し施業履歴(実績)が低い林班
- ・過密林分率の高い林班
- ・路網密度が低い林班

森林経営管理制度の進め方について

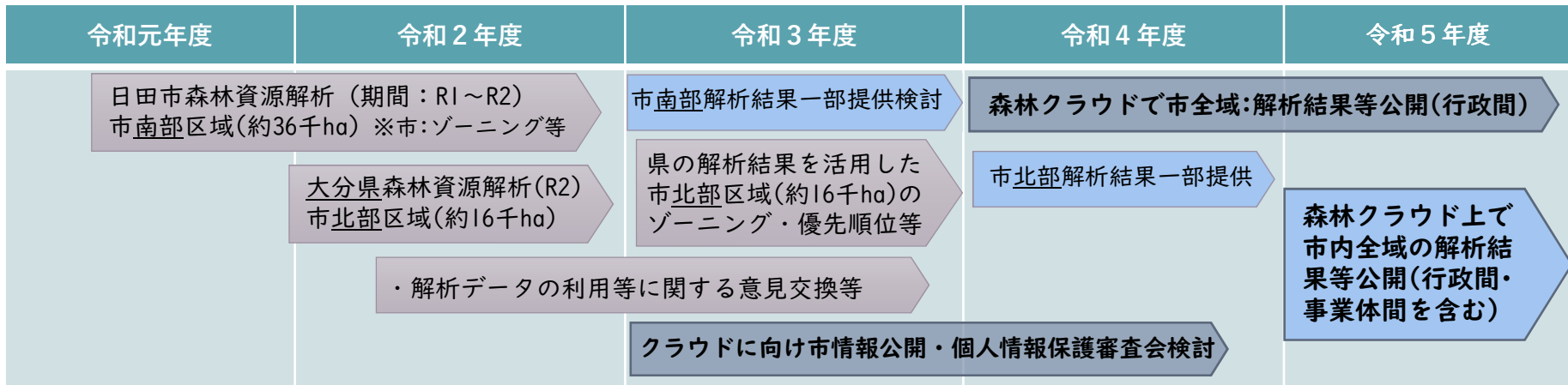
未整備森林解消のための森林整備

【資源解析:基礎資料】 林業経営に適する・適さない森林を判断するためのゾーニングや意向調査対象林班として、森林整備の優先順位付け



森林資源解析データ活用について

➤ 1、解析データの公開に向けて(ロードマップ)



森林クラウドとは、これまで都道府県、市町村、森林組合等林業事業者が管理していた森林情報を、従来のように個々のパソコン等にデータやシステムを格納するのではなく、これらを1か所に集約・管理し、利用者がインターネット等を経由してデータやシステムを活用できるシステム。利用者や情報項目毎にアクセス権を設定。

(森林クラウドのイメージ)



➤ 2、解析データ利用に関する意見交換会 (R2.12.24: 19人参加)

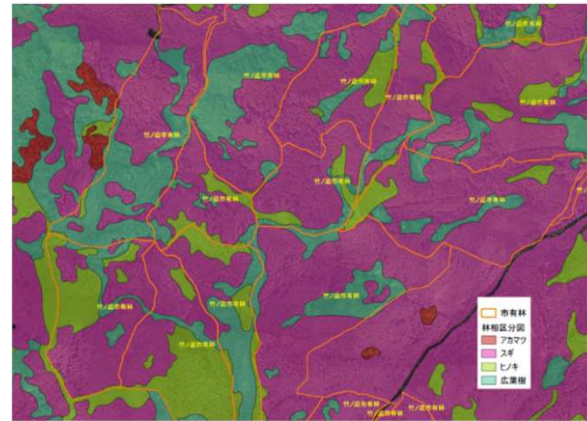
項目	内容
1 森林情報を扱うシステム	①森林組合向け Geo Fimas(ジオフィーマス) ※大分県森林組合連合会サポート ②QGIS(キュージーアイエス) 又は ArcGIS(アークジーアイエス) ③Assist(アシスト)など
2 森林情報の利用頻度が高いもの	森林簿、森林基本図、森林計画図、航空写真、森林経営計画図など
3 森林資源解析データを活用して行いたい事務事業	<p>【経営計画・素材生産関係者から】</p> <p>①森林経営計画の最低間伐量(下限値)対策 (→疎密度情報により間伐不要箇所の反映) ②森林資源調査、路網開設調査 ③皆伐、間伐、経営計画 ④資源管理、施業履歴の確認、災害発生のおそれのある場所の把握</p> <p>【木材生産・苗木生産関係者から】</p> <p>⑤原木市場業務(各市場とのネットワークとして検討など) ⑥伐採計画・現地調査業務への支援 ⑦伐採届に伴う隣接所有者との協議 ⑧再造林業務への支援 ⑨苗木の増産への山の確保</p>

森林資源解析データ活用について

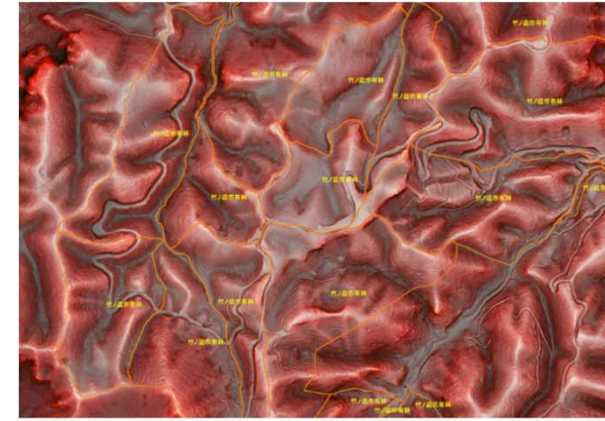
<具体例> (大山) 竹ノ迫市有林 航空レーザ計測データから林相区分図、赤色立体図を作成



航空写真



林相区分図



赤色立体図

解析データと個人情報の取扱 (検討中)

- ①森林簿上、森林所有者名・地番等 ②林地台帳上、所有者名、住所、地番、面積、面積等 ※①②とも、個人情報ファイル
③市税務課では、地籍図を交付する際、地番・筆界のみ(≠所有者)を表示し、1枚300円で交付している。

→ 1つの方向性として、森林クラウドが本格運用されるまでの間(R4まで)、**地番・筆界と林相区分図or赤色立体図or傾斜区分図を合わせ★、個別の申請でデータ・紙媒体の交付・提供を検討(林地台帳と別手続)**。クラウド運用開始(R5~)後は、クラウド上で解析結果を活用できるよう検討する。なお、クラウド上の個人情報の取扱いに関し、**条例に基づき、日田市情報公開・個人情報保護審査会の意見を聴く予定である。**

④「地理空間情報の活用における個人情報の取扱いに関するガイドラン(抜粋)」(H30森林クラウドシステム標準化検討委員会：林野庁補助事業)
地番や住居番号等の特定の土地や建物の所在を示す地理空間情報に関しては、一般に何人も閲覧等が可能な不動産登記情報や市販の住宅地図と照合することにより特定の個人を識別することができる傾向にある。

そのため、地番や住居番号等の特定の土地や建物の所在を示す地理空間情報であって、他の情報と照合することで特定の個人が識別できることから基本的に個人情報に該当すると位置づけている。

⑤個人情報を含む森林情報の第三者提供を行う根拠：森林法(抜粋)、日田市個人情報保護条例など

- (1)(農林水産大臣等の援助)森林法第191条第2項 市町村は森林の経営の受託又は委託に必要な情報の提供、助言又は、あっせんを行うとともに、市町村森林整備計画の達成並びに森林経営計画の作成及びその達成のために必要な助言、指導その他の援助を行うように努めるものとする。
- (2)(施業の集約化等の事業の推進)森林法第191条の5 国及び地方公共団体は、効率的な森林の経営を可能とするためには森林の施業の集約化等の事業の推進が重要であることに鑑み、これらの事業を担うことができる森林組合等の主体の育成、当該事業への支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

→ **根拠法等に基づき、森林経営計画の作成等に関するものだけに個人情報を含め解析結果を提供。それ以外は★印の取扱いを行うよう検討。**